

平成29年度 第2回石川県国民健康保険運営協議会 議事録要旨

- 日時： 平成29年10月3日(火) 18時00分～
- 場所： 石川県庁行政庁舎11階1110会議室
- 出席委員： 11名
 - 【被保険者代表】
池島委員、亀田委員、坂下委員
 - 【保険医又は保険薬剤師代表】
千田委員、橋本委員、牧本委員
 - 【公益代表】
石田委員、中村委員、森河委員
 - 【被用者保険等保険者代表】
五十川委員、梨野委員
- 事務局： 山本健康福祉部長、北川健康福祉部参与、土田医療対策課長
他7名

1. あいさつ (山本健康福祉部長)

2. 議事

① 説明事項

<事務局>

- ・ 資料1により「石川県国民健康保険運営方針(素案)の概要」について説明
- ・ 資料1-2により「石川県国民健康保険運営方針(素案)」について説明
- ・ 資料2により「国民健康保険事業費納付金等の算定方法について」について説明
- ・ 資料3により「国民健康保険事業費納付金等の算定方法について(イメージ)」について説明

② 質疑

・医療費適正化に向けた取組について

<委員>

運営方針(素案)第6章の2の医療費適正化に向けた取組というところで、(5)重複受診等にかかる指導の充実ということで記載されておりまして、「市町においては、国保連合会から提供される重複多受診者一覧表をもとに重複受診者や頻回受診者に対し、保健師等が受診内容を分析し、主治医と連携を図りながら訪問指導の取組を進めている」という表現がなされていますが、今までもこういったことは行われていたのか。

また、重複受診「等」というのは、他に何を想定しているのかということ、質問させていただきます。

<事務局>

保健師による訪問指導というのは、これまでも実施されております。ただ、各市町において、マンパワーの問題などがございまして、19市町全てで実施されているわけではございません。できるだけこれを増やしていきたいということで、記載させていただいております。

もう一つのご質問の「等」というのは、記載にもございますが、重複受診者や頻回受診者ということで、頻回も含めて「等」ということになっております。

<委員>

何をもち、頻回だとか、そういった定義みたいなものはあるのでしょうか。

<事務局>

今ほど、国保連合会の方からリストが出ているというお話でしたけれども、国の方で重複頻回についての具体的な回数等の決めはなく、石川県の国保連合会において、リストを出している基準といたしまして、重複受診につきましては同一診療科で4箇所以上、頻回受診につきましては1件のレセプトで15日以上受診されておられる被保険者の方を対象として抽出を行っております。

・市町との協議について

<委員>

ただいまの説明では、各市町との協議結果や意見をお示しいただいたわけですが、これは県内全市町としっかりと協議を行った結果ということによろしいでしょうか。

<事務局>

県では、昨年6月に県と19市町の国民健康保険担当課長等で構成しております石川県国民健康保険運営方針連携会議と、その下部組織としまして各市町の実務担当者で構成する作業部会というものを設置しまして、これまで協議を重ねてきたところでございます。

本日お示した運営方針の素案や納付金の算定方法等につきましては、こうした場において出された各市町の意見を反映させたものとなっております。

今後も、しっかりと市町からの意見を十分にお聞きしながら、制度の円滑な移行に向けまして、しっかりと準備を進めてまいりたいと考えております。

<委員>

各市町それぞれ状況が違いますので、質問させていただきました。各市町からの意見がしっかりと反映されているという、今のお答えを聞いて安心しました。

・重複受診・頻回受診について

<委員>

重複受診・頻回受診について追加質問ですけれども、同一診療科目で4回以上、1件につき15日以上というのは、医科と歯科は同じ基準でしょうか。

<事務局>

すみません。今手元にデータがございませんので、調べまして、次回の運営協議会にはご説明したいと思います。よろしく申し上げます。

・標準保険料率の算定方法について

<委員>

資料2の方に、標準保険料率の算定方法について、標準的な収納率は直近過去3年の収納率の平均値とありますが、所得水準と医療費水準については、そのようなことは書いていないのですけれども、いつの水準を基に算定され

るのでしょうか。

<事務局>

所得水準及び医療費水準については、それぞれ直近の過去3年の平均で調整をするという形になっております。

<委員>

続けてすみません。今お聞きしたことを3年間、引き続き行うということなのですけれども、所得水準、医療費水準、収納率いずれも過去3年平均をとるにしても、1年ずれていく度に、少しずつ変わっていくと思うが、そのへんをどうするのか。そのままずっと同じ、最初に決めたものを3年間ずっと使っていくのか、それとも毎年少しずつは変わってくるであろう数値を採用するのか。

<事務局>

例えば、平成30年度を算定する時には平成26、27、28年度、平成31年度を算定する場合は平成27、28、29年度というように、毎年、直近の3年間を採用するというふうにしております。

<委員>

医療費水準を加味して計算するということで、高齢者が多いと当然、医療費は増えるのですけれども、年齢構成によって一人当たりの医療費が多くかかっているかどうかということ年齢調整で加味するということが良かったでしょうか。

<事務局>

年齢調整をするというのは、今おっしゃったとおり、高齢者が多ければ医療費の水準が高くなるということで、一定の調整を行って、高齢者が多いから高いという要素を排除するイメージになります。

<委員>

平等な対応になるということですか。

<事務局>

そういうことです。

・他県の状況等について

<委員>

前回の運営協議会において、私の方から国の考え方とか、市町の考え方、他県の状況をお示し頂けたらということをお話ししまして、今回、それを踏まえて説明していただきまして、ありがとうございました。

基本的にいずれの提案も国の考え方に沿ったものですし、全国の状況や市町との協議の結果を見ても、各市町の意見を反映しているというのが分かりますし、県の考え方でよろしいのではないかと思います。

<事務局>

ありがとうございます。本日、審議いただいた事項は、都道府県に選択肢があるもの、つまり、これが正解というものはない訳ではありますが、本県では、委員から今ほどお話があったとおり、国の基本的な考え方のほか、全国の状況を踏まえ、また、県内市町の意見をよくお聞きしたうえで、県の方針として提案させていただいたところでもありますので、この方針で進めさせていただければ、というふうに考えております。

3. その他

・今後のスケジュールについて

<事務局>

口頭になりますけど、今後のスケジュールについて、ご説明させていただきます。

国保運営方針(素案)につきましては、本日の協議会での意見を踏まえまして、できるだけ速やかに県のホームページ等でパブリックコメントを実施したいと考えております。

また、これとあわせまして、法律に基づく各市町への意見聴取ということも実施したいと考えております。

パブリックコメントや市町からの意見につきましては、次回の協議会、現時点で11月中下旬頃というふうに考えておりますが、こちらの方でご紹介をさせていただいたうえで、ご審議をいただき、最終的に答申をいただきたいと考えております。

具体的な日程につきましては、また改めて連絡させていただきたいと考えております。スケジュールについては、以上でございます。

<会長>

今、パブリックコメントなどについてご説明いただきましたが、それにつきましてはご意見ございますでしょうか。

→ **パブリックコメント及び法律に基づく各市町への意見聴取の実施について全員了承**

<会長>

よろしいでしょうか。それでは、これで進めさせていただきます。

本日ですけれども、石川県国民健康保険運営方針（素案）、それから、国民健康保険事業費納付金等の算定方法について、ご審議いただきました。

運営方針については、ただいまご説明いただきましたとおり、今後、パブリックコメントや市町への法定意見聴取を実施するということになります。本日頂きましたご意見を踏まえまして、修正すべき点は修正した上で、実施していきたいというふうに思います。

細かな修正箇所につきましては、事務局からいただいたもので、私の方で判断したいと思いますが、その点、一任いただいても、よろしいでしょうか。

→ **運営方針（素案）の細かな修正箇所については会長に一任**

ありがとうございます。それでは、そのような形で進めさせていただきたいと思います。

それでは、予定しておりました議事は以上となりますので、進行を事務局にお返しいたします。よろしく申し上げます。

4. 閉会